

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

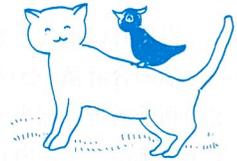
代理学習

同じマンションに千枚の畳があっても、同じ寸法の畳は1枚もない。何ミリかのずれがある。ずれがあれば隙間ができる。畳の大量生産は無理。ファミレスや居酒屋では、貴重な営業日を削って畳の表替えのために休まなければならない。深夜に熟練職人は来てくれない。そんな中、大胆にも、深夜の表替えを引き受けたのが伊丹市のTTNコーポレーション4代目の辻野福三郎社長。人には頼めず、全てを1人でこなした。この姿を見て、1人また1人、「他人事」が「自分事」に変わる「代理学習」が生まれ、仲間が夜勤を手伝うようになった。今や24時間営業で、全国に12拠点。売上高65億円。プレジデント・入山章栄著。

ヒント

税務 ミニガイド

平成30年4月1日以後終了事業年度分から、法人事業概況説明書の様式が改訂されます。改定内容は、「法人番号」欄の追加及び「納税地」欄等の削除、「支店・子会社の状況」欄の見直し、「電子計算機の利用状況」欄の見直しなどとなっています。



梅とジョウビタキ(千葉)

石井光美/オアシス

サラリーマンの確定申告

□年末調整

給与所得者（サラリーマン）は、原則として年末調整の適用を受けますので、それにより源泉徴収税額の精算が行われ、一般的には確定申告をする必要はありません。

ただし、一定の場合には確定申告をしなければなりません。また、一定の場合には確定申告をすることによって、源泉徴収税額の還付を受けることができます。

□確定申告義務

給与所得者が、確定申告しなければならないのは、次のような場合です。

①給与の総額が2,000万円を超える人

給与の総額が2,000万円を超える場合は、年末調整の対象とはならないため、確定申告が必要です。

②給与所得以外に地代、家賃、原稿料などの所得の金額の合計額が20万円を超える人

特定の利子所得、配当所得、退職所得等は除かれます。また、2か所以上から給与の支払いを受けている人は、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得以外の所得との合計額が20万円を超える場合に確定申告が必要です。

③同族会社の役員等で同族会社から給与以外に貸付金利子、賃貸料等の支払いを受けている人

④源泉徴収を受けない給与の支払いを受けている人

対象となるのは、家事使用人の給与（常時2人以下の家事使用人のみを雇用している人から支払いを受ける場合）、日本国外で支払いを受ける給与、在日大使館等から支払いを受ける給与です。

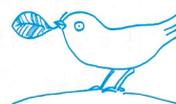
□還付申告ができる場合

確定申告義務はありませんが、次のような場合には、確定申告をすることによって、所得税等の還付を受けることができます。

①年末調整の対象とならない所得控除を受けよ



○ひとりで運転をする運転手が、便宜を催したらどうするだろうか。JR各社によると、そのような場合は、ほかの乗務員や総合指令に連絡し、次の駅や途中の駅でトイレ休憩をとることが認められている。その際、乗客には「運転士は、業務連絡のため、席を離れております。お急ぎのところ、誠に恐れ入りますが、少々お待ちください」とアナウンスする。



うとする人

年末調整の対象とならない所得控除は、雑損控除、医療費控除（セルフメディケーション特例を含む）、寄附金控除です。

②住宅借入金等特別控除等の適用を受けようとする人

住宅借入金等特別控除等は、居住の用に供した日の属する年（適用初年）は確定申告による必要があります。なお、翌年以降は年末調整での適用が可能です。

③年の中途退職者

年の中途退職者については、年末調整の適用を受けていませんので、一般的に確定申告をすれば、還付となります。

④給与所得者の特定支出控除の適用を受けようとする人

□確定申告の時期

確定申告をしなければならない人は、平成30年2月16日から平成30年3月15日までの間に確定申告が必要です。

確定申告をすれば源泉徴収税額の還付を受けられる人は、平成30年1月1日から5年間は、いつでも確定申告をすることができます。

なお、確定申告書は、原則として住所地の所轄税務署へ提出することになります。

平成28事務年度 所得税等の調査実績

(1)全体的方向性

バランス良い人員配分をもとに次のような3方向による調査が実施されました。

①**特別調査・一般調査** 高額・悪質な調査重要度が高いと思われる個人に対しての深度ある調査を実施しました。

②**着眼調査** 短期間で申告漏れ所得等の把握を行う効率的・効果的な調査を実施しました。

③**簡易接触** 申告漏れ、所得(税額)控除の適用誤り、計算誤りがある申告を是正するため簡易な接触を実施しました。

(2)実地調査件数

実地調査件数は、64万7千件と前年比0.6%減とやや減少しました。そのうち申告漏れ等の間違いがあったものは、40万件強と前年比1.2%増となり、結果申告漏れ所得金額は同1.1%

増の8,884億円となりました。同様に追徴税額も同3.5%増加の1,112億円となっています。所得税無申告者に対する調査は、前年比件数で2.2%増の7612件、申告漏れ所得金額は同4%減の1,406億円、追徴税額は、同2.7%減の146億円となっています。一方、消費税無申告者に対する調査は、同8.6%増の8816件で、追徴税額13.4%増の135億円といずれも増加しました。この結果は統計が始まった23年度以降で過去最高になっている点が注目されます。

(3)具体的調査事例

①**海外投資関係** 外国法人や海外居住者からの受金が、本来は、受取配当金であるにもかかわらず、金銭貸借契約に基づく借入金であるとの偽装をしていた事例があります。

②**消費税無申告事例** 活況を呈している高級バーは、所得税の申告はしているものの数年毎に申告名義人が変更されており、消費税の申告はなされていなかった。申告名義人は課税逃れの隠れ蓑であり、他に実質経営者が存在していた事例があります。

ナマの税務相談室

Q 公正証書遺言書があったのですが、相続人間で異論が続出しました。

A まずは、お話を伺いましょう。

Q 被相続人をAといたしまして、相続人は妻B、長男C、次男D、先妻の子Eがおります。

公正証書の内容は、長男Cに遺産7億円、債務2億円。次男Dは遺産1億円、債務2億円でした。実際に相続したのは、

長男Cが、遺産7億円、代償債務5千万円、債務3億5千万円。

次男Dは、遺産1億円、債務5千万円。

先妻の子Eは、遺産5千万円(代償金)。

最初、Eに対する遺贈の記載はなかったため、Eは遺留分侵害を主張し、B、C、Dと協議し、Eが5千万円相続することを相続人全員で合意しました。遺言執行債務の負担及びEの相続分を除き遺言書のとおり執行されました。不動産

公正証書遺言と 遺産分割協議

登記、預金等の名義変更は遺言に基づいて所有権移転しました。お聞きしたいのは、このように公正証書と違った内容で相続人全員の

合意書を作成し申告をした場合、税務上問題になりますでしょうか。

また、Dが遺産を上回る債務を負担させられています。このような遺言は無効だと聞いたことがあります。如何なものでしょうか。

A 公正証書による遺言は被相続人の意思に基づいて作成されたものですが、相続人の遺留分を侵害していると認められる場合には、共同相続人の協議により一部の財産について遺産分割協議を行って、遺産の分割を行うことが出来ます。

Dさんの場合、過去に生前贈与があり、その調整かも知れません。無効ということはありません。相続税申告でマイナスは認められませんので要注意です。

たこ足配当は 制限されていない

毎月分配型の投資信託について、ネット検索していると、「タコ足配当」という言葉に遭遇します。見た目には、配当分配が毎月実行されるので、魅力的に感じられるところですが、配当分配原資としては、運用益のみならず、投資信託の元本を取り崩して分配している、ということがあるからです。タコが自分の足を食べるのに似ていることから、元本原資分配をこのように表現しています。

分配金を受け取ると、源泉徴収されているのが普通ですが、源泉徴収されていない分配金があります。これが、タコ足配当で、配当所得には該当しません。元本の取り崩しなので、投資元本の簿価の

記録としてはこれを減少させることになります。

旧商法では、たこ足配当は、絶対的な制限事項でした。旧商法の重要課題の債権者保護は、資本充実の原則によって支えられていましたが、現行会社法にはこの発想がありません。会社法では、企業内容の開示が債権者保護の中核となり、開示によって得た情報を使って、債権者は賢明な意思決定を行い、市場において自分の権利は自から守るという自己責任の原則に轉換しています。

会社法では、資本金をゼロまで減少し、資本剰余金として、利益剰余金と同様に株主に配当してしまうことが可能となっています。たこ足

配当は、まったく制限事項ではなくなっているということです。利益剰余金がない会社で、資本剰余金を原資とする配当がなされた場合、税法では、株主のこの配当収入は株式の譲渡収入と看做すこととされ、その収入に対する譲渡原価として過去の株式出資（購入）簿価が対応することになり、通常は、譲渡益が出ることはありません。冒頭の、元本取り崩しのたこ足配当での処理と同じです。

ただし、合併や会社分割等の組織再編で生ずる資本剰余金は、株主からの外部拠出によって生ずるものではないので、もしこれを原資として株主に分配することがあれば、これによる株式の譲渡収入と看做される額が、これに対応する譲渡原価となる株主の過去の拠出額をはるかに超えて巨額の譲渡益を算出することになる場合があります。



「春暁や音もたてずに牡丹雪 茅舎」

春暁は、夜中が過ぎて、明けようとしてまだ暗い暁闇の時分で、万葉では鶏鳴とも書きます。

以前は、鶏や鳥が鳴いたら朝でしたが、今は、「春眠暁を覚えず」で、春は遅い。暁は静かに名残り雪。確定申告も15日まで。ズーと忙しい日々が続いています。もうひと踏ん張りです。

6日啓蟄、21日春分。

自分の力の足りなさを自覚し、知恵や力を貸してくれる他人の存在を知るのもいい経験である。

(本田宗一郎)

3月の税務メモ

(国税)

- 2月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 29年分の所得税確定申告
- 29年分の贈与税申告
- 青色申告の承認申請（それに伴う専従者給与届等の提出）
- 29年分の個人事業者の消費税申告
- 1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間(予定)申告

- 12日
- 15日
- 〃
- 〃
- 4月2日
- 〃
- 〃

(地方税)

- 2月分個人住民税特別徴収分の納付
- 29年分の個人住民税・事業税の申告（所得税確定申告者は申告不要）
- 1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間(予定)申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。